

月刊 こう食品法令 【2022年 10月号】

- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
:「有機酒類のJAS規格について」
- B【シリーズ】 食品表示案内 第24講 第2～第3段
: 条例&ガイドラインの表示について(Ⅱ)
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 優良誤認は如何にして販売されてしまうのか
- D【コーナー】 各種検定対策: 景品表示法の設問を解く

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆「農林水産物及び食品の輸出に関する法律等の一部を改正する法律」が成立（公布：5月25日）し、改正JAS法は、令和4年10月1日に施行されます。これにより、JAS規格の制定対象に有機酒類が追加され、令和4年10月1日から有機酒類に有機JASマークの表示ができるようになりました。これに伴い、従来の「酒類における有機の表示基準」は廃止されています。

■当該改正点は次のようになります。

日本産の農林水産物及び食品の輸出を促進するため、

(1)JAS規格の制定対象への有機酒類の追加、(2)外国格付の表示の貼付に係る枠組みの整備、(3)登録認証機関間の情報共有に関するルールの整備、(4)同等性の交渉の実施やJAS規格の国際標準化等に関する国の努力義務の規定などを行うものです。

従って、2025年10月1日以降、酒類に「有機」、「オーガニック」等と表示するには有機JAS認証を取得し、有機JASマークを付すことが必要になりました。

ただし、2022年10月1日から2025年9月30日までは猶予期間があります。その間有機酒類の表示は従来通り、国税庁の「酒類における有機の表示基準」（有機JASマークの貼付は行わない。）に従って表示ができます。

農水省HPから作成

※続きはPage 1-2～3（会員）で記載しています。

《加工食品》

第24講 条例&ガイドラインの表示について

第2段 ガイドラインによる表示

次にガイドラインで定められている表示項目についてご説明します。技術開発により新しいタイプの加工食品が製造されるようになると、まだ品質特性が定着しておらず、品質表示の適正化を図る観点から、まずガイドラインとして設定されたものがあります。例えば次のようなものがあります。

- (1) ウーロン茶飲料の品質表示ガイドライン（平成元年食品流通局長通達 平成7年改正）
- (2) ミネラルウォーター類（容器入り飲料水）の品質表示ガイドライン（平成2年食品流通局長通達 平成7年改正）
- (3) 紅茶飲料の品質表示ガイドライン（平成3年食品流通局長通達 平成7年改正）

また、原産地表示については

- (4) 「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン（平成18年豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関する検討会）」
 - (5) 冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドライン（平成31年3月制定 消費者庁）
- があります。

一方、業界で表示に関する自主ガイドラインとして表示の統一化が図られたものとして主なものを時系列に記載します。

- (6) 発酵調味料の表示に関する自主基準及び運用基準（平成15年9月から施行、現行の存続は不明です）
- (7) エキスの規格に関するガイドライン（日本エキス調味料協会、平成16年9月作成、平成21年12月改訂）
- (8) 魚肉練り製品における魚肉の原材料名に関する業界自主ガイドライン（平成22年8月、社団法人日本缶詰協会・全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会）
- (9) テキスト つゆ類の表示（平成23年12月、財）日本醤油技術センター）

※続きはPage 2-2～5（会員）で記載しています。

■ 令和4年9月30日までの国及び都道府県等の景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要が公表されました。(2022年11月1日、消費者庁)

景品表示法に基づく法的措置件数の推移(令和4年9月30日現在)

年度		令和1 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
国	措置命令	40	33	41	20
	課徴金 納付命令 (※1)	17	15	15	6
都道府県等(※2)		15	8	4	1

※1 課徴金納付命令は、平成28年4月1日施行の改正景品表示法により導入。

※2 平成26年12月1日以降は措置命令件数(市町村の措置件数も含む)。

K株式会社は、「100% まるごと果実感 メロンテイスト」と称する果実ミックスジュースを一般消費者に販売するに当たり、令和2年6月9日から令和4年4月13日までの間、容器において、「厳選マスクメロン」、「REAL FRUIT EXPERIENCE まるごと果実感」、「100% MELON TASTE」等と表示することにより、あたかも、本件商品の原材料の大部分がメロンの果汁であるかのように示す表示をしていた。
実際には、原材料の98パーセント程度はぶどう、りんご及びバナナの果汁を用いており、メロンの果汁は2パーセント程度しか用いていないものであった。

社内確認体制があるのに、なぜ外部にスルー??



消費者庁HP食品表示に関するお知らせから作成

※ 解説はPage 3-2~3 (会員) で記載しています。

■ 景品表示法の創作問題を解く

【問1】不動産の表示に関する公正競争規約について、ア～オのうち正しいものの組合せを解答欄1～5の中から一つ選びなさい。

ア 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域に所在する土地については、「市街化調整区域。宅地の造成及び建物の建築はできません。」と明示し、新聞折込チラシ等及びパンフレット等の場合には16ポイント以上の文字である必要があります。

イ 徒歩による所要時間は、道路距離80メートルにつき1分間を要するものとして算出した数値を表示しますが、1分未満の端数が生じたときは、四捨五入して算出します。

ウ 新築分譲住宅の販売における二重価格表示は、実際に過去において販売価格として公表していた価格を比較対照価格として行うのであれば、値下げの日から6か月以内の期間は表示することができる。

エ 建築工事完了後1年を少し経過しても、居住の用に供されたことがないものを証明でいれば「新築」と表示できる。

オ 1戸当たりの月額管理費は、住戸により管理費の額が異なる場合において、その全ての住宅の管理費を示すことが困難であるときは、その平均額のみで表示することができる。

解答欄 1. ア、イ 2. ア、ウ 3. ウ、オ 4. イ、エ 5. ウ、エ

※ 解説はPage 4-2～3（会員）で記載しています。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2022年(令和4年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。また、各種検定に役立つ問題の解説コーナーを新たに設けました。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2022年 10月号】

人が悩むのは、きちんと考えていないからにほかならず、きちんと考えることができるなら、人が悩むということなど、実はあり得ないのである。「わからないこと」を悩むことはできない。「わからないこと」は考えられるべきである。悩むのではなく考えるということが、いかほど人を自由に、強く、するものか。
(池田晶子「残酷人生論」(もりをゆう意識))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。